

令和7年度第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日（木） 午後1時30分から午後2時45分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）5階 大会議室

3. 出席委員 (18名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕	緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 1 番	河 毛 早	苗
〃	2 番	中 村 精	〃	1 2 番	長 束 真	帆
〃	3 番	山 田 準 二	〃	1 3 番	藏 内 敏	博
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 4 番	石 谷 隆	隆
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 5 番	柳 田 和	廣
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 6 番	竹 森	潔
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 7 番	福 安 修	修
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 9 番	川 上 信	温

4. 欠席委員 (0名)

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：17名)

邑 美	竹 内 七 郎	佐治町	小 谷 章
〃	山 根 昌 博	気高町	角 田 完
せんだい	猪 口 洋 司	〃	浜 辺 信 康
〃	森 本 寿 夫	〃	田 中 清 晴
国府町	吉 永 昇 平	〃	居 川 春 好
〃	福 田 克 彦	〃	山 下 泰 之
河原町	荻 原 誠	鹿野町	橋 本 和 夫
用瀬町	西 村 勝	〃	谷 口 和 人
〃	池 本 和 明		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 1 6 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 1 7 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 1 8 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 1 9 号 非農地証明について
 議案第 2 0 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
川口局長	ただ今から、令和7年度第4回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、委員18名中18名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号9番 小林(光)委員、10番 下田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号20番から25番の6件でございます。 整理番号20番は、用瀬町用瀬で売買による所有権移転です。 整理番号21番と22番は、岩坪で交換による所有権移転です。 整理番号23番は、用瀬町江波で売買による所有権移転です。 整理番号24番は、向国安で贈与による所有権移転です。 整理番号25番は、河原町釜口で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしています。
議長	それでは、整理番号20番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西村委員	7月2日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲受人とその家族と私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人がずっと野菜を作っており、引き続き作られるということです。何ら問題ないと思われれます。
議長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	西村推進委員の説明のとおりで、管理機が通れるほどの細い道しかありませんが、全く問題ないと判断しています。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号20番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号21番と22番は交換ですので、一括して審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員	7月1日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。整理番号21番の譲受人は、申請地の隣で養鶏場を営んでおられ、便宜上申請地を使わせてほしいことから

		話が進んだようで、整理番号２２番の申請地と交換することになったようです。整理番号２２番の申請地は、耕作されており何ら問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		猪口推進委員の報告されたとおりで、何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２１番と２２番につきまして、原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号２３番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		７月２日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地は、譲受人が家族で管理しており、２筆は田、１筆は畑となっています。耕作している譲受人に売買するものです。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		池本推進委員の報告されたとおりで、何ら問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。
柳 田 委 員		わかれば良いですが、譲渡人と譲受人の関係は。
池 本 委 員		わかりません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２３番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番２４番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願いします。
森 本 委 員		７月１日に建部農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。野菜づくりをされるということで、チェックリストの違反要件もなく、問題なしと判断しました。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		森本推進委員の報告されたとおりで、何ら問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。

		整理番号２４番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号２５番を審議します。担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員		７月３日に梶川推進委員、事務局２名、譲受人と私で現地確認を行いました。申請地は、ビニールハウスで蘭を栽培されていた方が辞められ、近くで苗木を栽培している譲受人が購入することになったようです。周辺農地への影響をおよぼすこともありませんし、農薬についても地域の防除基準に従うとのことで、何ら問題ないと思われます。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号２５番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第１６号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号１番の１件でございます 整理番号１番、申請地は覚寺、転用目的は駐車場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第２種農地と判断し、許可根拠は集落接続です。
議 長		整理番号１番を審議します。担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏 内 委 員		７月１日に事務局２名、申請人の家族と私で現地確認を行いました。申請地は県道に面した耕作していない畑の一部です。自宅の前も県道であり、自家用駐車場が不足していることから、３台分の駐車場にするものです。集落内であり、隣地も自己所有地であるため、許可することに問題はないと判断します。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号１番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第１７号「農地法第４条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第１８号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号６番の１件でございます。 整理番号６番、申請地は鹿野町鹿野、転用目的は駐車場、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第２種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです
議 長		整理番号６番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員		７月３日に砂川農業委員、谷口(和)推進委員、事務局、譲受人夫婦と私で現地確認を

		行いました。現在は農地として使われていない状況です。北は譲受人が所有する駐車場、南と東は耕作されていない畑、西は水谷川の土手です。譲受人は、自動車販売の自営業をされており、駐車場が足りなくなり、拡張のために申請をされたようです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		橋本推進委員から説明のあったとおりですが、付け加えると以前に駐車場として転用許可された土地の延長線上で、駐車場の拡張ということで申請されたものです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 6 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第 18 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第 19 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号 30 番から 51 番の 22 件となります。整理番号 46 番につきましては、現地調査の結果、8 筆のうち 4 筆は農地復元可能と判断して、4 筆分が審議対象となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号 30 番を審議します。担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏 内 委 員		6 月 3 日に事務局と私で現地確認を行いました。現地は、倉庫等の敷地として利用されており、倉庫が 4 棟建っておりました。人為的潰廃ではありますが、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 30 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 31 番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉 永 委 員		7 月 3 日に山田農業委員、事務局 2 名と私で現地確認を行いました。集落の奥の方にあり、昭和 30 年代後半に植林されたところ、昨年伐採され、今年の 3 月に再造林された場所です。周りも林地になっており、特に問題ないと思われます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 31 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３２番を審議します。担当推進委員、小谷委員の報告をお願いします。
小 谷 委 員		７月２日に福安農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。２０年以上前から耕作されておらず、現状は原野化しておりました。チェックシートの③で復旧が困難な土地に該当します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３３番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員		国道９号線に面したところにあります。お店なんかがあったのですが、今は無く、管理する人も無く荒地となっておりますので、特に問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３４番を審議します。担当推進委員、福田(克)委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		７月３日に長束農業委員、事務局２名と私で現地確認を行いました。申請地は市街化区域内にあります。平成４年に隣接地でアパートが建築され、その駐車場として使用され続け、現在に至っております。チェックシートに照らし合わせると、人為的な潰廢地で、転用の事実行為から２０年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められますので、承認してよろしいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３５番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 委 員		６月２６日に石谷農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は１ｍ～２ｍの高さの雑草が生え、その中に笹竹もありました。北側の一部は雑木があり、長年耕作されておらず、農地への復旧は困難と思います。東側は山林ですし、西側は道路ということで問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番３６番を審議します。担当推進委員、吉永委員の報告をお願いします。
吉 永 委 員	７月３日に山田農業委員、事務局２名と私で現地確認を行いました。申請地は、集落の中にあり、周囲を宅地に囲まれており、２０年以上耕作されておらず、周りも耕作されていませので、周りへの影響もないと思われます。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３６番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３７番を審議します。担当の農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	７月４日に山根(一)推進委員、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。ほとんどが住宅地になっており、申請地の周辺も住宅が建っており、住宅地の中にあります。現在は１～２ｍぐらいの樹木が生い茂り、２０年以上は耕作していないと思われます。市街化区域に隣接しており、問題ないと思われます。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３７番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３８番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角 田 委 員	７月４日に石谷農業委員、事務局、申請人と私で現地確認を行いました。現地は、集落の中にあり、昭和５０年に家を増築して宅地として、一体利用をしており、問題ないと思っております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号３８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号３９番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻 原 委 員	７月３日に河毛農業委員、事務局２名と私で現地確認を行いました。以前は梨の果樹園として活用されていたようですが、耕作条件が悪いことから現在は、草の山となって

		おり、梨の木も伐採されており、これを農地に復旧することは難しい土地です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 39 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 40 番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		7月3日に河毛農業委員、事務局2名、申請者と私で現地確認を行いました。■■■は、以前は住宅があったのですが、今は撤去されて更地となっています。■■■は、50年前から倉庫が建っています。農地への復旧は不可能であります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 40 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 41 番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		7月3日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。住宅の庭として樹木が生えており、問題ないと思われます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 41 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 42 番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田中委員		7月4日に柳田農業委員、居川推進委員、山下(泰)推進委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。現地は、高さ 50cm ぐらいの草が生えておりました。隣が住宅地や市営住宅であり、その際に一緒に造成されたものだと思われ、その後に耕作をされておらず、耕作放棄地となっており、周辺にも農地はありませんので、問題ないと思われます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 42 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

		整理番号４３番を審議します。担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田 中 委 員		６月２６日に石谷農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、集落の中で、３筆がまとまっている四角い土地であります。東と北側は、道路に接しており道路より高くなっており、コンクリートブロックの塀がされています。西側は隣のコンクリートブロックとなっています。南側は隣の建物が建っております。敷地内には建物があり、以前はもう１棟あったようですので、農地以外に使用されていたと思いますので、問題ありません。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号４４番、４５番を一括して審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		７月７日に有本推進委員、事務局、申請者の代理人と私で現地確認を行いました。現地は、平成１３年に国道の工事により埋め立てられ、その後は耕作をされておられません。現在は葛や雑木により復旧は困難な土地で非農地は妥当と判断いたしました。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４４番、４５番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号４６番を審議します。担当推進委員、居川委員の報告をお願いします。
居 川 委 員		７月４日に柳田農業委員、田中推進委員、山下(泰)推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、登記地目が田になっている申請地は非農地に至らないと判断しました。残りは、雑木や立木があり非農地と判断しました。
議 長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４６番について、報告のとおり登記地目が田以外を承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	長	異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。 整理番号４７番、４８番を一括して審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池 本 委 員		７月２日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。両方の申請地とも現地は、山となっております、問題ありません。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４７番、４８番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号４９番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		７月１日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。宅地として利用されていたということですが、現在は空き家になっています。転用の事実行為から２０年以上経過しており、チェックシートを確認し、農地行政上も特に支障がないと認められ、問題はないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号４９番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号５０番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜辺委員		７月４日に現地確認を行いました。以前から周辺と同様に２０年以上耕作しないまま放置され、雑草等が生い茂っています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号５０番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号５１番を審議します。担当推進委員、山根(昌)委員の報告をお願いします。
山根(昌)委員		７月１日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。現地は、桑畑でしたが、２０年以上から耕作されておらず竹林となっており、農地の復旧は困難な土地であり、チェックシートを見ても非農地として妥当です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号５１番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第１９号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第２０号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が342,828.86㎡、畑が22,974㎡の合計365,802.86㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権201件、使用貸借による権利37件の合計238件となっております。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	長	一括で質問・意見を受け付けます。 （質疑・意見なし）
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第20号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 （異議なし）
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 （1）農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について （2）公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議長	長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第4回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後2時45分